

様式 3

年 月 日

奈良県知事

殿

〒639-2123

奈良県葛城市忍海 3 3 8 番地 4

医療法人 堀内医院

理事長 堀内 忠樹

(連絡先 TEL 0745-62-2958)

決 算 届

令和 6 年度（令和 6 年 6 月 1 日から 令和 7 年 5 月 3 1 日まで）の決算を終了しましたので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 6 月 1 日 至 令和 7 年 5 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 堀内医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 奈良県葛城市忍海 3 3 8 番地 4
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成元年 7 月 1 日
- (4) 設立登記年月日 平成元年 7 月 1 0 日
- (5) 役員及び評議員 省略

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 堀内医院	2911901060	奈良県葛城市忍海 3 3 8 番地 4	一般病床 0 床

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)
- 省略

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

省略

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年7月30日 令和5年度決算の決定

以下 (5)－(9) 省略

様式 2

法人名 医療法人 堀内医院
所在地 奈良県葛城市忍海 3 3 8 番地 4

※医療法人整理番号

			7	3
--	--	--	---	---

財 産 目 録
(令和 7 年 5 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	221,949 千円
2. 負 債 額	2,716 千円
3. 純 資 産 額	219,232 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	191,948
B 固 定 資 産	30,001
C 資 産 合 計 (A + B)	221,949
D 負 債 合 計	2,716
E 純 資 産 (C - D)	219,232

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 堀内医院
所在地 奈良県葛城市忍海 3 3 8 番地 4

※医療法人整理番号 73

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 5 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	191,948	I 流 動 負 債	2,716
II 固 定 資 産	30,001	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	19,282	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	2,716
3 そ の 他 の 資 産	10,718	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	209,232
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	219,232
資 産 合 計	221,949	負債・純資産合計	221,949

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 堀内医院

所在地 奈良県葛城市忍海338番地4

※医療法人整理番号

73

損 益 計 算 書
(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	88,283
2 事業費用	103,381
本来業務事業損失	15,097
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
II 事業外収益	8,057
III 事業外費用	0
経常損失	7,040
IV 特別利益	0
V 特別損失	121
税引前当期純損失	7,161
法人税等	539
当期純損失	7,700

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 堀内医院
理事長 堀内 忠樹 殿

私は、医療法人 中谷診療所 の令和6会計年度（令和6年6月1日から令和7年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和7年7月30日
医療法人 堀内医院

監事 堀内 典子